

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

埼玉県知事（以下「甲」という。）と防衛医科大学校病院の管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

なお、当該協定は、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	確保することを合意する病床数：2床（うち重症者用：1床） ＜うち、特に配慮が必要な患者専用の病床数＞ 該当なし
備考	甲からの要請後、原則1週間以内に甲から示された病床数を即応化すること。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）の対応
対応の内容	確保することを合意する病床数：10床（うち重症者用：1床） ＜うち、特に配慮が必要な患者専用の病床数＞

	該当なし
備考	甲からの要請後、原則2週間以内に甲から示された病床数を即応化すること。

二 発熱外来の実施

対応時期	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	発熱患者の対応可能見込数：5人／日 検査（核酸検出検査）の実施能力：10件／日 小児対応可能
備考	甲からの要請後、原則1週間以内に対応すること。 なお、検査（核酸検出検査）の対応については、新型インフルエンザ検査（等）のための試薬等が入手できることを前提として、甲からの要請後、原則4週間以内に対応すること。 なお、かかりつけ患者に限る。

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）の対応
対応の内容	発熱患者の対応可能見込数：5人／日 検査（核酸検出検査）の実施能力：70～100件／日 小児対応可能
備考	甲からの要請後、原則2週間以内に対応すること。 なお、検査（核酸検出検査）の対応については、新型インフルエンザ検査（等）のための試薬等が入手できることを前提として、甲からの要請後、原則4週間以内に対応すること。 なお、かかりつけ患者に限る。

三 医療人材派遣

対応時期	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応
対応の内容	【感染症医療担当従事者】 該当なし
	【感染症予防等業務関係者】 計：4人（うち県外派遣可能：4人） （うち医師：1人（うち県外派遣可能：1人）） （うち看護師：2人（うち県外派遣可能：2人）） （うちその他職種：1人（うち県外派遣可能：1人））

備考	甲からの医療人材派遣に関する要請後、速やかに対応すること。
----	-------------------------------

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）の対応
対応の内容	【感染症医療担当従事者】 該当なし
	【感染症予防等業務関係者】 計：4人（うち県外派遣可能：4人） （うち医師：1人（うち県外派遣可能：1人）） （うち看護師：2人（うち県外派遣可能：2人）） （うちその他職種：1人（うち県外派遣可能：1人））
備考	甲からの医療人材派遣に関する要請後、速やかに対応すること。

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における使用量）

サージカルマスク	N95 マスク (DS2 マスクも可)	アイソレーションガウン (プラスチックガウン含む)	フェイスシールド (再利用可能なゴーグルも可)	非滅菌手袋
21,000 枚	7,300 枚	7,350 枚	200 枚	480,000 双
2 か月分未満	2 か月分未満	2 か月分未満	2 か月分未満	2 か月分未満

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、埼玉県予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。

なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。

なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報

を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号（以下「感染症法」という。）第36条の4に基づく「正当な理由」がなく、本協定第3条及び第4条に規定する措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

ただし、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条から第84条の5に該当する場合は、この限りでない。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-M I S等）により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加さ

せること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 8 月 2 2 日

甲 埼玉県知事 大野 元裕
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 1 5 番 1 号

乙 医 療 機 関 名：防衛医科大学校病院
保険医療機関番号：1119900069
住 所：埼玉県所沢市並木 3 丁目 2 番地
管 理 者 氏 名：塩谷 彰浩